

旧北上川河口かわまちづくり検討会 規約（案）

第 1 条（趣旨）

この規約は、「旧北上川河口かわまちづくり検討会」（以下「検討会」という）の設置について必要な事項を定める。

第 2 条（目的）

東日本大震災により甚大な被害が発生した旧北上川河口において、被災地の安全・安心を確保した一日も早い復旧・復興を成し遂げるため、河川津波対策を踏まえた河川堤防・護岸等の河川管理施設の復旧が不可欠かつ急務である。

一方、石巻市は、震災前に構想していた「いしのまき水辺の緑のプロムナード計画（平成23年2月策定）」について、震災復興基本計画に基づく堤防沿いの土地利用等を踏まえ平成25年3月に一部見直しを行い、新たな河川堤防や護岸等を生かしたまちづくりを行う計画である。

本検討会は、旧北上川河口の新たな河川堤防の整備を進めるにあたり、安全・安心に加え、人々が憩える空間を創造する水辺を活かした「いしのまき水辺の緑のプロムナード計画」と連携し、石巻の歴史・文化、地域の特性などを踏まえたかわまちづくりや、景観に配慮する方法について指導、助言を頂くことを目的として、設立するものである。

第 3 条（組織等）

検討会は、東北地方整備局東北地方整備局北上川下流河川事務所が設置する。

- 2 検討会の委員は、別紙のとおりとする。
- 3 検討会の委員は、東北地方整備局長東北地方整備局北上川下流河川事務所長が委嘱する。
- 4 検討会は、委員の総数の二分の一以上の出席をもって成立する。
- 5 委員の任期は、原則として2年とし、再任は妨げない。
- 6 検討会の会議にあたっては、必要に応じて委員以外の出席を求め、助言等を求めることができる。

第 4 条（座長）

検討会に座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 検討会は座長が招集する。
- 3 座長は、検討会の運営と進行を総括する。

第5条（事務局）

検討会の事務局は、東北地方整備局北上川下流河川事務所調査第一課、石巻市建設部河川港湾室に置く。

第6条（ワーキング）

検討会は、専門的な事項を検討するため、必要に応じて、検討会の下部組織としてワーキングを設置する。

2 ワーキングの運営については、検討会の運営に準じるものとする。

第7条（規約の改正）

本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

第8条（検討会の公開）

本検討会は、原則公開とする。

第9条（雑則）

この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附則（施行期日）

この規約は、平成25年7月22日より施行する。

・平成27年8月5日一部改正

・平成 年 月 日一部改正

旧北上川河口かわまちづくり検討会 委員名簿

50 音順、敬称略

	氏名	所属	備考
1	あさの とおる 浅野 亨	石巻商工会議所 会頭	
2	かめやま ひろし 亀山 紘	石巻市長	
3	ごとう こうじ 後藤 孝二	宮城県 石巻港湾事務所長	
4	ごとう としのぶ 後藤 寿信	宮城県 東部土木事務所長	
5	ささき よう 佐々木 葉	早稲田大学 創造理工学部 社会環境工学科 教授	座長
6	たかはし まさのり 高橋 政則	東北地方整備局 北上川下流河川事務所長	
7	たなか ひとし 田中 仁	東北大学大学院 工学研究科 教授	
8	ひらの かつや 平野 勝也	東北大学 災害科学国際研究所 准教授	
9	へんみ せいじ 邊見 清二	石巻千石船の会 会長	